

## 二、 上 申 書

浦安市美浜〇丁目〇番〇〇〇〇号

篠 田 学

先般よりお手を煩わせています私のダンス・スクールの「風営法」の件について、去る11月18日、警視庁にて佐藤警部補より事情聴取を受け、私の現在の心境を率直に書く様に勧められました。

既にお手元に提出済みの2月20日付けの「風営法について」で私の考えは表明してございますが、もう少し踏み込んで私の考え方と、ここ迄に到った経緯等を説明させて戴きたいと存じ、ここに「上申書」として書かせて戴いている次第です。

### 私の生い立ちと経歴

私は小学生の頃より、クラスで一番走るのが速く、中学では野球、バレーボール、サッカー、卓球、水泳などスポーツ万能の子供でありました。

高校は神奈川県の平塚市から早稲田大学高等学院に通うようになり、部活動として硬式テニスをやっておりました。2年生の夏休みには、平塚の海岸で溺れていた子供を助けて、平塚警察署から表彰を受けた事もありました。

昭和29年早稲田大学第一商学部に入学した5月1日、平塚市のダンス教授所に入会したのがダンスとの出会いでありました。

当時は大学内でのダンスパーティ全盛の時代で、必要にかられて、軽い気持ちで門をくぐったのですが、その面白さに魅せられて現在に到ったのであります。

父は私に会社（関東紡績という会社を経営していました）を継ぐことを望んでいた様でしたが、体を動かすことの好きだった私は周囲の反対を押し切って、ダンスの業界に飛び込んだのです。

当時は現在よりもっとダンスに対する偏見は強く、生活も恵まれないものでありました。それでも、私達は胸を張って、この社会に誇りを持って生きてきました。これまで、この仕事を選んだことを後悔したことは一度としてございません。

全日本プロ選手権大会を9年間無敗のまま、昭和45年に現役選手を引退した後にはダンス連盟や教師協会の理事として、後進の指導や育成に努めてまいりました。

10数年前には、「風営法の適用除外運動」の先頭に立って運動をしたこともございました。

昭和59年から2年間、NHK教育テレビで「レッツ・ダンス」の番組の講師を務め、現在は、(財)日本ボールルームダンス連盟のジュニア・スクール委員会の委員長及び東部総局副局長を仰せつかっています。

現役を引退する直前、京橋にスクールを開設以来30有余年、警官の立ち寄り、指導や事故ともに一度として無い健全な経営に努めてまいりました。この度新しく移転した茅場町スクールも、同じ中央警察署管内であります。

そして、広さ・明るさ・騒音、そして近くに学校・病院ともになく、風営法の認可申請をすれば問題なく認可される場所であります。

### 今回のきっかけ

【その一】 昨年6月、私の一番親しかった親友を突然の「癌」で亡くしました。

私とは1ヵ月と誕生日が違わなかった友が「未だ死にたくない、やり残した事もある」と言いながら死んでいったのを見た私は、しばらくは何も手につかない状態が続きました。(彼も趣味としてダンスとゴルフを楽しんでいました)

人生の儚さを感じると同時に、「私にもやり残した事は無いだろうか」と自問した時に、一番先に頭に浮かんだことが「風営法からの除外運動」であります。

【その二】 ある時、スクールに小さな娘さんを連れてきた母親が参りました。「娘にダンスを習わせたい」と話していたのが、入口に架かっていた「風営法の許可証」を見て、「ダンスは風俗営業なのですか」と言って帰って行きました。そして二度と現われることはありませんでした。

【その三】 私の弟子の一人に、静岡でダンス教授所を経営している者がいます。父の代から木造の2階建の2階に住居を構え、一階を教室にして営業をしております。

最近、建物が古くなって危険なので建て替えようと思ったら、「今までは既得権で許可をしてきたが、再申請をする時は許可をしない」と言われたそうです。直ぐ、目の前に小学校があったのです。もし家が崩壊したならば生命にも関わってまいりましょう。生活権の問題もあります。同様な事例は東京都内など、他にもございます。

【その四】 私のスクールに勤めていた弟子が昨年の暮れに独立いたしました。風営法の許可をとるために、近くに学校や病院が無いことを確かめてビルの1部屋を契約して床を張り、音響の設備などで約2ヵ月が経過いたしました。

申請書を持って警察署に伺ったところ、「クリントン大統領が訪日する為、忙しいので早急には見に行けない事、そして若し準備期間中に、50米以内に保育園か診療所でも開設されることがあれば許可をしない」と言われたそうであります。万一、許可が出なかった場合の保障はどこにもないのです。

【その五】 2年に一度受講が義務づけられている「風営法の管理者指定講習会」について。

ダンスに関する内容は一切無し、しかも、元警察官の講師は「個人的には、ダンススクールは風営法の範疇に入るとは思いませんが…」と前置きをして講習に入った事実。(千葉県警察署にて)

〔その六〕全ダ連の高岡弘副会長によると「警察庁はダンス教師の資格はメダル・テストのシルバーかゴールド程度の技術を持った者でよい」と言っているとの事。ダンスのプロの資格をもっと権威のあるものにしたい、と願っている我々との根本的な相違がここに存在いたします。

〔その七〕全ダ連が設立された後、警察庁から「なんでお前たちは風適法によって設立された組織なのに、除外運動を続けているのだ」と叱責を受け、以来活動出来なくなっています。

### 新風適法制定時の問題点

① 昭和60年当時、確かに風営法からの除外運動に反対する人が、業界の中にいたのは事実であります。私の知っている人にも「規制が無くなったならば、自分の教室の隣に4畳半位のスペースで、資格も持たない人が教室を始めたならばどうする」などと言っていた人がおりました。

現在は、公民館や体育館などの公共施設での初心者サークルが増え、そこではライセンスを持たない〔アマチュアの指導員〕が安い料金で教えていることなどから、当時の様に〔初心者専門の教室〕は営業が殆ど成り立たなくなっております。人によっては、この現象に目くらをたてる人もいますが、ダンスの普及・底辺の拡大には私は、むしろ良い事だと思っています。

私達プロは、そこで飽き足らなくなった上級者を教えるだけの技術と人格を持った教師を育てることが大切であると感じております。

②〔ダンス界には自浄作用がない〕〔全国的な組織がない〕との警察庁防犯課長の指摘も当時は、あながち理解出来ないことではありませんでした。

しかし現在では文部省の認可による(財)日本ボールルームダンス連盟が存在し、全国組織、自主規制による〔認定教室〕の制度も確立され、〔風適法〕よりも厳しい条件で自主規制をしております。

③ 当時は、未だ教室内の自動販売機にビールやお酒を入れていた所もあった、と聞いておりますが、現在私の知る限りでは、その様なスクールがあるなど、聞いたこともありません。

また、我々の自主規制には〔飲食を提供することの禁止〕もございます。

### 時の流れ

社会通念は年代と共に変わって行きます。法律も時代と共に変わって当然であります。新風営法が施行された時に〔ビリヤード〕が風営法から除外されました。

車椅子ダンスがパラリンピックの正式種目となり、ボールルームダンスがオリンピックに参加する日が近いと言われている、今こそダンス・スクールを風営法の網から外しても良いのではないのでしょうか？

私も「ダンスホール」や「教授所とホール」を併設しているようなところも「風営法」から外すべきだなどとは思っておりません。

今迄通り、「風営法下のスクール」があっても良いと思っています。

警察庁の「風営法のライセンス」と、文部省の「認定教室のライセンス」のどちらかを持つ事を規定されたならばいかがでしょうか？ それによって「全ダ連」の存在も継続されることでありましょう。

しかし、裁判となれば、成り行き上からも「風営法からの完全撤廃」に向けて闘争をして行かねばならなくなると存じます。

### 法廷闘争

私は、自分で言うのも何ですが「最も善良な一市民である」と自負しています。その私が、逮捕、懲役、罰金刑を恐れずに行動を起こしていることの、意味と覚悟を汲み取って戴きたいと願っています。

私自身のことだけを考えるならば、「風営法の認可」を取って営業してもそんなにデメリットは無いかもしれません。少なくとも、お金や時間の浪費は避けられましょう。

しかし、今後のダンス界の発展と新しく「ダンススクール」を始める若い人達の為には、今、このチャンスに「風営法」の除外、もしくは改正を運動しなければならない。それが私の使命であり、ライフワークであるべきだ、と判断した次第であります。

弁護士の先生と相談しなければなりません、裁判では、現在の法律があるのですから私としては「有罪」を認める積りであります。無論、その不合理は追求いたしますが。最終的には「最高裁」まで戦い、憲法で認める国民の基本的な人権による法律論争になることと存じます。

「ジャズダンスやエアロビクスはスポーツで、オリンピックの正式種目になろうかというダンスはスポーツではない」という根拠や、10年前は「自主規制が出来ないから警察が監督するのだ」と言っていたのが、現在「風営法」よりもっと強い規制をしているのに未だ風営法の範疇に押し込めておく不合理。

18才未満の青少年の出入りを禁じている風営法なのに、ダンスだけは良い、と許可している矛盾。

パチンコならば、騒音や射幸心を煽る。ストリップならば女の裸の写真があるなど、学校や病院から近い所に営業所を設置することの規制は判るが、何故ダンス・スクールにその規制を押しつけるか、の合理的理由。

米国でも「ディスコやホール」などお酒とダンスで遊ぶ施設には厳格に未成年者の入場は規制されていますが、「ダンス・スクール」には規制・制限は一切ありません。その他の国(先進国)を見ても日本の状態が異常であることは、国際会議で以前に私が説明した時、嘲笑をあげたことから「警察のメンツ」だけでなく、我が国の政治・立法としても諸外国に対して大変に恥ずかしいこととなるであります。

無論、外国通信社を通して明治時代からの古い弊害を訴える所存です。

当然、最高裁までの長期間に内外のマスコミだけでなく、1,500万人と言われて  
いるダンス・ファンやダンスに理解のある人達に対する啓蒙運動を行い、全国の国  
會議員に働きかけて議員立法による法律改正を運動方針として行くことでありまし  
よう。

しかし一番良いのは警察庁が率先して行なう「法案改正」ではないでしょうか。

私も、現在の「ダンス界が被っている犠牲」を少しでも考えて下さる提案には素  
直に耳を傾けるつもりであります。

どうか「生意気な」と思わないで戴きたいと願っております。

どうか「不平等・偏見」を是正して下さい。

### 終わりにあたって

今迄、「全ダ連」の黒田事務局長にも「ダンス界の影響も大きいから静かにして  
いて欲しい」と言われておりました。その為、マスコミに対する活動も自粛しておりま  
した。しかし、「ダンスビュウ誌」や「NHK・FM放送」などが独自に取材に来たこ  
とはありました。今年の春、「NHK・FM」で放送されたテープを同封致しますので、  
どうかお聞き下さい。

ベテランのアナウンサーが言っている様に、「世間一般は、ダンス・スクールの風  
営法が如何に時代遅れの法律であるか…」と感じていることがお分り戴けるので  
はないでしょうか。

私も、自ら進んで「飛び込んだ火事場」…とは言え、「身に降り掛かる火の粉」  
は振り払わねばなりません。事情聴取の時に「今の状態では在宅起訴には出来な  
いので、逮捕になるかも知れません」と言われました。

私を「逮捕・拘禁」しても、これ以上の事情は話し様もなく、また「証拠湮滅」も  
考えられず、私に対する「脅し」と受け取りました。それでも、私としては、その時を  
想定して内外のマスコミや、ダンス界やファンに対するPRを用意する必要を感じて  
おります。

現在までは、私1人で行動をしてまいりましたが、今後は出来るだけ多くの共感  
者を得ることも重要と考えています。とりあえず、ダンス雑誌に投稿文、またはジャー  
ナリストに記事を書いて戴くことからスタートしたい、と思っております。

以上が、私の率直な現在の「心境・考え方」であります。

これはこの後も変わる事は決してないと思います。

私の処分は「警視庁」「警察庁」の判断にお任せ致します。

平成8年11月22日

篠田 学 印

それでは簡単に、日本にダンスが入って以来の記録を記しておきたい。

## ダンスの風営法と風適法について

- 明治16年 (1883年) 鹿鳴館<sup>ろくめいかん</sup>が建設され日本で始めてダンスが踊られた。
- 大正10年 (1921年) ダンスホール全盛。チャールストンやワン・ステップが流行していた。
- 大正12年 (1923年) 関東大震災、東京のダンスホールほぼ全滅。その殆どは大坂に移転していった。
- 昭和2年 (1927年) 舞踏場取締規制<sup>ぶたうじょう</sup>の大阪府令により、多くのダンス人が大阪から東京へ戻る。
- 昭和10年 (1935年) 都道府県条令により、東京でも教授所とダンスホールは同列に扱われ「婦女子の入場は認められない」、即ち「男性の為の遊興<sup>ゆうきょう</sup>」とされ、女性はダンスを習うことさえできなくなった。
- 昭和15年 国内でのダンスは全て禁止され、終戦までダンス界は「暗黒の時代」を迎えることになる。満州ではダンスを踊ることが出来たこともあり、本土から移転するダンス人が増えた。
- 昭和20年 (1945年) 終戦。GI専門ダンスホール、オアシスが誕生。翌年品川パラマウント、新宿グランド東京、銀座マリーゴールドが開業した。
- 昭和23年 駐留軍によるダンスが日本中で大流行、キャバレー、クラブ、ホールが乱立する。赤線<sup>あかせん</sup>など風紀<sup>ふうき</sup>の乱れが懸念され、風営法が制定されることとなった。それに合せてダンス教室も取り込まれたが、都道府県条令による規制で、全国で17の府県は対象外であった。
- 昭和24年 第1回、関東学生舞踏選手権<sup>ぶたうせんしゅけん</sup>が品川パラマウントで開催された。
- 昭和25年 風俗営業取締法施行条令(東京都条令)によるダンス教師資格認定が東京都舞踏教師資格認定委員会設立により認可された。
- 昭和30年 マンボが大流行。ダンスホールの建設ラッシュが始まった。ダンス・ホールのチケット制が廃止された。
- 昭和36年 都内に約30軒のホールが誕生。ダンスを主としたホールは約3分の1、残りは飲食とショー、レビューを売り物にしたキャバレー。
- 昭和37年 シドニーで開催された世界選手権に日本代表4組が派遣された。
- 昭和40年代 キャバレー営業<sup>きんぎょ</sup>が衰退。ダンスホールも落ち着いてきた。チークダンスやマンボは廃<sup>た</sup>れて、ワルツやタンゴ、ルンバやチャチャチャなど、正統派のダンスが主流となる。
- 昭和44年 日本で初めて世界選手権大会が武道館にて開催された。
- 昭和53年 都道府県条令を改正して風営法からの除外を目的として、署名活動

を行い、東京都議会に陳情したが、門前払い。後に残ったのは挫折感・絶望感だけであった。

昭和55年5月24日 [ダンススクールを風俗営業取締法の適用対象外事業とすることの早期実現を求める請願書]を小沢辰男衆院議員、大鷹淑子参院議員立会いのもと後藤田正晴自治大臣に除外を陳情。これを受けて警察庁は、法律改正の作業に入る。

昭和57年 ディスコが全盛期を向かえ、社交ダンスは下火となっていた。  
新風営法について生活安全局の三島警視正からダンス業界に法案の説明があったが、出席者からは「改悪」との声が上がる。

昭和59年 風営法を全面的に改正して、新風営法(風適法)が制定された。  
その為の受け皿として [全日本ダンス協会連合会] (以下[全ダ連]と略す)の設置が決定した。

以上の如く、風俗営業法は戦後の法律であり、これまで13回もの改正があった。

その為、法律の名称も [風俗営業取締法] [風俗営業等取締法] (以上を [風営法] と略す) そして [風俗営業等の規制及び営業の適正化等に関する法律] (以下 [風適法] と略す) と改称され施行されたのである。

風営法は、もともとは守備範囲のごく限られた法律で、本来の実質的内容をなすものは、売春と賭博であった。

その後、青少年の非行、不良防止を主たる理由として守備範囲を広げ、風俗環境の浄化という新たな目的のもとに [風俗営業の健全化] を加えて、多くの業種に網がかけられた(アダルトショップ、個室マッサージ、ラブホテル、ゲームセンターなど)。

法律には、管理責任者、従業員名簿の備え付け、営業禁止地区、未成年者の立ち入り禁止などが定められ、違反には営業停止などの措置がとられる事になってきた。

ダンス教授所は、18歳未満の未成年者も、夜10時までスクールに立ち入ることが出来ることになったが、反面、今まで県条例として規制を受けていなかった県でも国法に入れられたが為に、全国一律に規制を受けることとなったのである。

県によっては、今まで営業していた所から、学校や病院に近いとの理由で他の場所へ強制的に移転させられたものもあった。